更にたいへんなのは 2015年春闘ではないか

たず たかゆき 大木 孝幸

●電機連合・書記次長 (総合産業・社会政策部門 兼 総合研究企画室長)

1. はじめに

鬼が笑う以上の時間軸を持ち出すと、2014年 春闘を冷ますのかと、お叱りを受けること確実 なのですが、最近「理解に苦しむ」事案が多い ので、敢えて疑念を並べてみたいと思います。

2. 解雇特区でおきること

八田達夫・阪大招聘教授がワーキンググルー プ座長となった国家戦略特区構想について、 「解雇の自由化構想」は大きく後退したと報道 されています。仮に解雇特区が作られたのなら、 次のようなことが起きるのではないでしょう か?

- (1) 解雇特区に子会社を作って、従業員を転籍 させ、しばらくしてから解雇。開業後5年以 内の企業等の制約があっても、制約を免れる ように小細工すればよい。さらに解雇特区に 登記上の本社さえあれば良いなら、該当地区 に本店を置く新会社設立が行われるが、その 地区での労働力需要は高まりません。
- (2) 憲法95条により、地方公共団体の住民投票で過半数の同意なしには、特別法は制定できません。労働契約法等により全国一律適用であるべき「解雇ルール」を、一部地域にのみ歪んで適用すれば「解雇権乱用の除外が、憲法違反によって制定された」と裁判所に訴訟が頻発する可能性もあります。

解雇特区に関する無謀な報告(?)を見るにつけ、八田先生がたいへん優れた経済学者で、年金分野では名著「年金改革論―積立方式へ移行せよ」を共同執筆され、OSUモデル(大阪大学・専修大学モデル)を創案された泰斗のおー人であることを思うと、労働法制に詳しくないところを、うまく取り込まれてしまったのかなぁと悲しむ限りです。

3. 程遠い景気回復

アベノミクスの3本目の矢は「民間投資を喚起する成長戦略」ですが、そのためには民間需要が上がること=庶民の財布の紐が緩まる=そのためには賃金上昇が必要だ、という論理になります。

一般的な考えとして、企業収益の増大があれば、労使交渉結果として賃金は上がりますし、 または外的要因からは、労働需給逼迫により賃 金が上昇するケースも考えられます。

たとえ構造改革中の企業であっても、生産性 三原則(雇用の確保、労使協議の実施、成果の 適正な配分)が機能しているのであれば、収益 上昇があれば、労使交渉での賃金配分が機能す るはずです。

しかし、工場の海外移転や安価な製品輸入が増加する「グローバル化」の中で、相対的に賃金の低い第3次産業や非正規部門への労働力流入・移動が主流の現状を見る限り、企業収益増加が労働分配率上昇(※)につながらない可能性が高いと思います。

「トリクルダウン説」の理論的欠陥を示す例として、企業業績が上がっても労働分配率が上がらなかった日本を含む各国共通の過去を考えれば、民間需要増による景気回復には、これからもかなりの困難が伴うものと思われます。

4. 更にたいへんな2015年春闘

消費税率の引き上げを前に「駆け込み需要」で史上最高益が頻発する2014年労使交渉よりも、 反動で需要減少・企業減益が予測される2015年 春闘は、更なる苦労が予測されます。

2014年春闘も含めて、なお一層の大所高所から日本の将来を俯瞰して、「あるべき姿」を踏まえた論議が求められると思います。

※労働分配率=労働所得÷GDP

本稿は、発表者個人の見解であり、所属先等、公的見解を示すものではありません。